

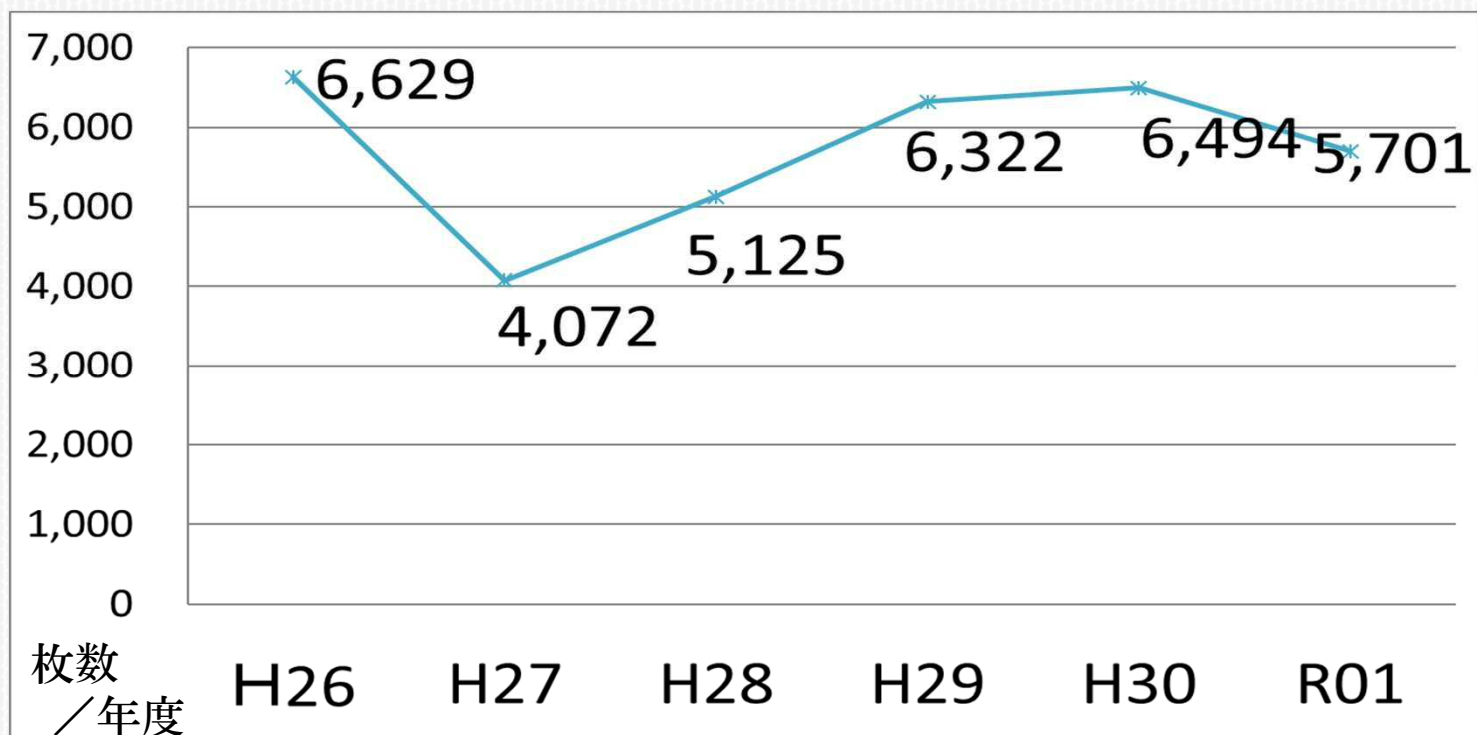
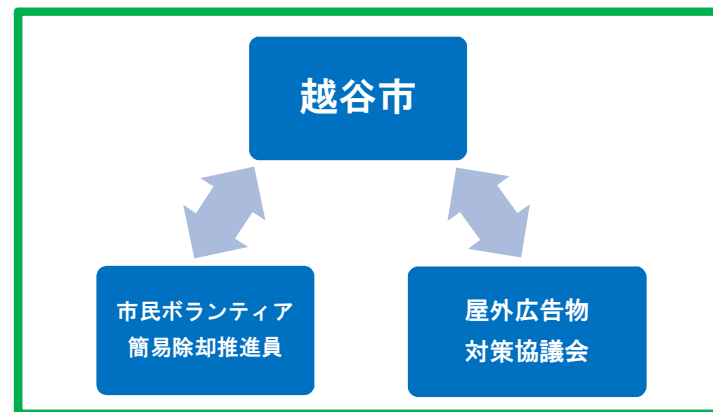


報告事項4

違反広告物撤去活動について

違反広告物撤去活動とは

越谷市屋外広告物条例の規定に違反して掲出されている広告物であって、その広告物が貼り紙・貼り札・広告旗立看板などの簡易な広告物である場合には、屋外広告物法の規定により所有者に伝えることなく、撤去することができます。これを「違反広告物撤去活動」といいます。現在、越谷市・簡易除却推進員・屋外広告物対策協議会の3つの主体により活動を実施しています。



～違反広告物撤去枚数の推移～

令和元年度は、宅建業協会への注意文書の配布依頼、違反広告の掲出者への直接注意など、注意喚起に努めました。

今後も違反広告の減少に向け、継続して取り組んでまいります。

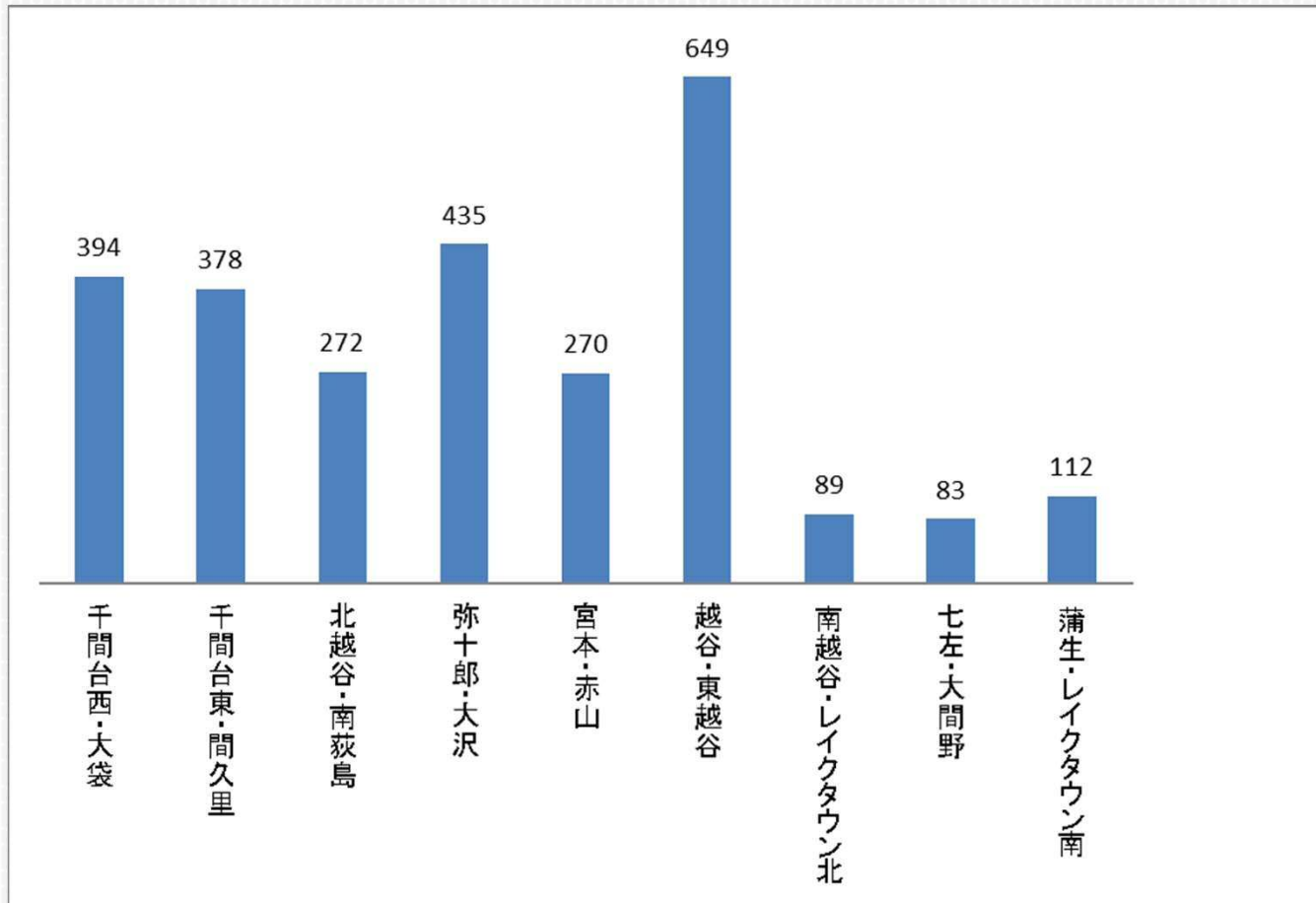
違反広告物の現状について

【違反広告物の現状一①】

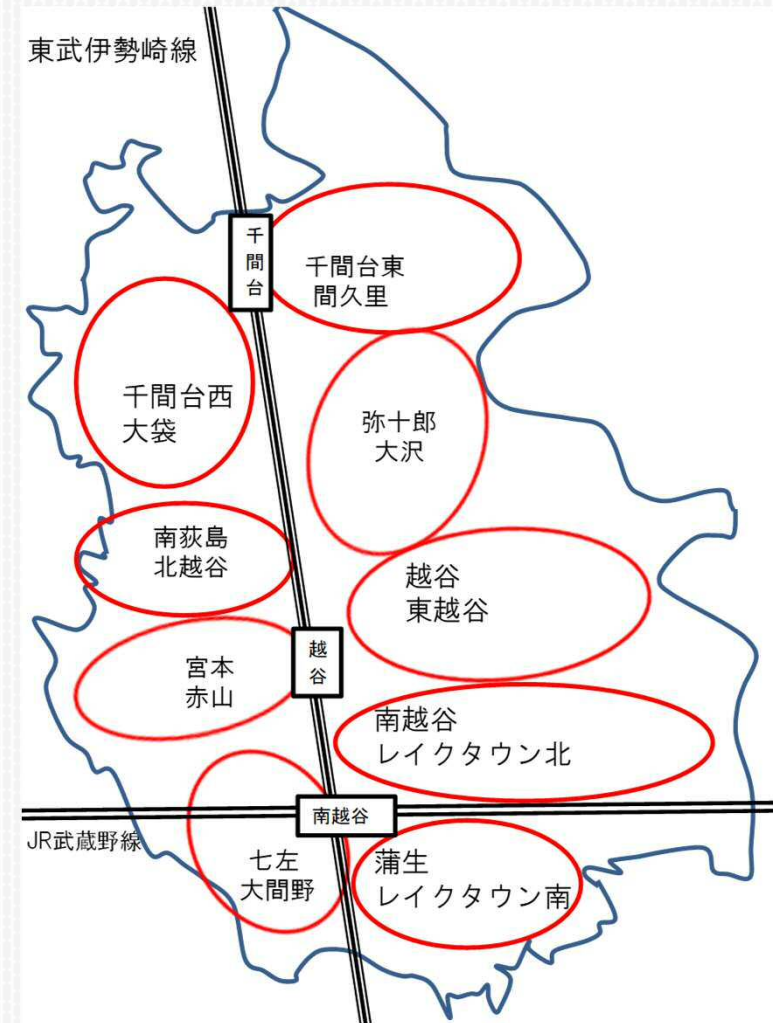
屋外広告物対策協議会による撤去活動の実績(一斉撤去活動の300枚分は、区割が異なるため除く)

活動回数：20回

撤去枚数：2,682枚



屋外広告物対策協議会による地区別撤去枚数【令和元年度】



地区エリア図

違反広告物の現状について

【違反広告物の現状一②】

簡易除却推進員（市民ボランティア＋職員）による撤去活動の実績

登録団体：7団体（40名）

実施回数：24回

撤去枚数：2,719枚（令和元年度）



違反広告物対策の取り組みについて

①屋外広告物対策協議会の活動方法の見直し

○違反広告物が多い地域のパトロール回数を増やすよう調整し、年間の活動回数を割り振っています。

②違反広告物抑制に係る啓発の実施

○分譲住宅の募集に関する違反広告物が多い現状を受けて、「広告物の適正な設置」に係るチラシを作成し、宅建協会に所属している各会員へ配布を行い、違反広告物抑制に係る啓発に努めました。

③簡易除却推進員の募集に係る啓発活動の実施

○違反広告物対策を推進していくためには、市民ボランティアの協力が必要不可欠です。市民ボランティアの参加を促していくため、広報紙やホームページで募集をするほか、市が主催している協働フェスタのイベントを通じて募集活動を行っています。

④違反広告物対策の強化

○違反広告物対策を強化するため、平成30年度より、掲出物件で多く見られるカラーコーンも含めて撤去しているほか、違反の多い業者に対し、電話や訪問等にて直接指導を行なっております。